

# 令和7年度旭川市農業委員会第5回総会議事録

- 1 開催日 令和7年8月25日（月曜日）
- 2 開催時間 午後2時00分開会 午後2時35分開会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室B
- 4 出席委員 24名
 

|             |            |            |            |
|-------------|------------|------------|------------|
| 1 番 橋本 幸博   | 2 番 北原 浩美  | 3 番 松原 朗   | 4 番 吉田 豪人  |
| 5 番 市田 敏行   | 6 番 佐藤 絢也  | 7 番 佐藤 慎二  | 8 番 川上 和幸  |
| 9 番 小出 範之   |            | 11 番 湯浅 光二 | 12 番 楠 栄   |
| 13 番 請川 幹恭  | 14 番 石尾 卓也 | 15 番 只石 博幸 | 16 番 柿木 和恵 |
| 17 番 廣田 健太郎 | 18 番 廣瀬 康行 | 19 番 小竹 一茂 | 20 番 山中 泰典 |
| 21 番 千代 圭   | 22 番 佐藤 博則 | 23 番 鈴木 剛  |            |
|             | 26 番 山田 孝  | 27 番 滝川 岳雪 |            |
- 5 欠席委員
 

|           |            |            |  |
|-----------|------------|------------|--|
| 10 番 中島 張 | 24 番 高橋 一政 | 25 番 前田 靖雄 |  |
|-----------|------------|------------|--|
- 6 事務局職員
 

|         |       |
|---------|-------|
| 有馬事務局次長 | 栗山副主幹 |
| 藤永副主幹   | 稲場副主幹 |
| 斉藤主任    | 西村副主幹 |
|         | 渡辺主査  |
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員
 

|           |           |
|-----------|-----------|
| 6 番 佐藤 絢也 | 7 番 佐藤 慎二 |
|-----------|-----------|
- 9 議事内容
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について
  - (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第20条第2項に基づく地図の素案の作成について
  - (5) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第22条第2項の規定による通知について
  - (6) 議案第6号 現地目証明願について（審議）
  - (7) 議案第7号 旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について
  - (8) 報告第1号 農地法第25条第1項の規定による和解の仲介について
  - (9) 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (10) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について
  - (11) 報告第4号 農地法第18条の規定による通知について
  - (12) 報告第5号 現地目証明願について（専決）
  - (13) 報告第6号 農業者老齢年金裁定請求について

## 10 議事

○議長（山田 孝） ただいまから、令和7年度旭川市農業委員会第5回総会を開会いたします。  
本日の出席委員は24名でございます。  
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。  
欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（有馬次長） 御報告申し上げます。本日の総会に、10番中島委員、24番高橋委員、25番前田委員から、欠席する旨の届出がございました。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。  
議席番号6番佐藤絢也委員、7番佐藤慎二委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。  
また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。  
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは1ページ及び2ページでございます。  
御審議いただきますのは、所有権移転が4件、使用貸借権の設定が1件の合計5件でございます。  
地区の内訳は、所有権移転が、永山地区1件、西神楽地区2件、東旭川地区1件、使用貸借権の設定が、永山地区1件となっております。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。番号5番につきましては、楠委員に関係がありますので、楠委員は、発言及び表決についてはお控え願います。  
それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 議案書の2ページ、番号5番につきましては、貸主が経営移譲するため、後継者である借主に所有する農地を無償で貸し付ける案件でございます。  
本件につきましては、議案補足資料5ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、番号5番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、番号5番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。  
引き続き、他の案件について審議を求めます。  
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 番号1番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。  
番号2番ないし4番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。  
いずれも、議案補足資料1ページないし4ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、番号1番ないし4番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、番号1番ないし4番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

---

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。  
議案書の該当ページは3ページ、議案補足資料は6ページないし10ページでございます。  
本件の転用目的は、甲種農地において、既存の木材置場を拡張するものであります。  
議案補足資料6ページの位置図を御覧ください。  
申請地は旭川市東旭川支所から北東へ約1.9kmに位置します。  
次に、資料7ページの土地利用計画図を御覧ください。  
申請地には木材置場及び雪捨て場が造られる計画です。

審査内容の概要につきましては、資料８ページの総括表に記載しています。  
詳しくは資料９ページ及び１０ページの意見書のとおりとなっておりますので、  
合わせて御確認くださいようお願いいたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第２号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第２号について異議なしと認め、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第３議案第３号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 日程第３議案第３号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは５ページないし１０ページ、議案補足資料は１１ページでございます。

本件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項に基づき促進計画案を添付して、同法第１８条第１１項に基づき促進計画を定めるよう北海道農業公社に要請しようとするものです。

今回の要請に基づき北海道農業公社から促進計画の認可申請があった場合に、再度の総会の議決によらず公社の申請のとおり促進計画を認可することも併せて審議いただくものでございます。

御審議いただきます促進計画の作成を要請する案は、所有権移転が７件、利用権設定が３件の合計１０件でございます。

地区の内訳ですが、所有権移転は東鷹栖地区が２件、東旭川地区が５件、利用権設定は東鷹栖地区が１件、東旭川地区が２件となっております。

面積は所有権移転が７．９７ha、利用権設定が１２．７８haでございます。

所有権移転については、即売りタイプが４件、貸付タイプが３件、利用権設定については、参加する法人への全地貸付が１件、解約再設定が１件、期間満了再設定が１件でございます。

なお、所有権移転につきましては、売り手及び買い手から希望があった場合、農業委員の皆さまによる価格協議により参考価格を提示しておりますが、議案補足資料１１ページに、計画ごとの価格協議の有無や決定した売買金額等を掲載しております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法第20条第2項に基づく地図の素案の作成について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法第20条第2項に基づく地図の素案の作成について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは11ページ、議案補足資料は12ページないし16ページでございます。

本年3月末に公告された旭川市の地域計画につきまして、市農政部から変更に伴う目標地図の素案の提出依頼がありました。

変更内容につきましては、東鷹栖地域と東旭川地域の2地域について、転用を予定している農地を目標地図から除外するものであります。

目標地図の素案の提出後は、市で地域計画案を策定し、関係者への意見照会が行われます。その際に、農業委員会が作成した素案どおりに目標地図が作成されていることが確認された場合は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第12の5の規定により、意見照会への回答を事務局長等の専決処理とすることができることとなっております。

このことに伴い、本総会議案第7号で「旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について」が上程されております。この議案が可決した後に、さきほど御説明したとおり、市からの意見照会について、本総会で可決された素案どおりに目標地図が作成されている場合は、事務局長の専決処理といたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝）　　続きまして、日程第5議案第5号「農業経営基盤強化促進法第22条第2項の規定による通知について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹）　日程第5議案第5号「農業経営基盤強化促進法第22条第2項の規定による通知について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは13ページで、御審議いただく件数は、永山地区が2件でございます。

本件につきましては、あっせん申出のあった案件について、あっせん候補者を選定し調整を行い、価格では同意しましたが、買受予定者から売買時期の同意が得られませんでした。

しかし当該農地については、当該農地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し農用地の利用の集積を図るため、買受予定者が当該農地の耕作をするとともに、経営力が向上した時点で売買するのが最適であり、買受予定者も一定期間、公社からの賃貸借後の買受を希望しており、北海道農業公社による買入が必要と認められることから、農業経営基盤強化促進法第22条第2項の規定に基づき、公社に対し買入協議を実施することについて要請する通知を行うことについて、審議を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝）　　それでは、議案第5号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員　　　　　　　（意見なし。）

○議長（山田 孝）　　それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝）　　続きまして、日程第6議案第6号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹）　日程第6議案第6号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。  
議案書の該当ページは15ページ及び16ページでございます。

永山地区で1件、江神地区で2件、西神楽地区で1件、東旭川地区で1件、合計で5件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第6号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第6号について「異議なし」と認め、議案のとおり証明することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第7議案第7号「旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（斉藤主任） 日程第7議案第7号「旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは17ページ、議案補足資料は17ページないし21ページでございます。

旭川市では、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画が、本年3月31日に公示されたところです。また、地域計画においては、同条第3項の規定により目標地図を作成することになっております。

旭川市が地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、同法第20条第1項により、農業委員会に目標地図の素案を作成のうえ提出するよう求めます。

農業委員会は、同条第2項により素案を作成し、総会の議決を経て旭川市に提出します。

素案の提出を受けた旭川市は、同条第4項により、素案に基づいて地域計画を作成します。また、同法第19条第6項により、作成・変更時は、あらかじめ、農業委員会その他の関係者の意見を聴かなければなりません。

この意見聴取について、「農業委員会が作成した素案どおりに目標地図が作成されている場合には、農業委員会の事務は形式的な確認であることから、農業委員会の事務局長等による専決処理とすることができる」という旨が、農業経営基盤強化促進法の基本要綱に示されています。

これらのことから、旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正し、事務局長の専決事項に1号を加えようとするものです。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第7号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第7号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。  
日程第8報告第1号「農地法第25条第1項の規定による和解の仲介について」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（藤永副主幹） 日程第8報告第1号「農地法第25条第1項の規定による和解の仲介について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは19ページ、議案補足資料は22ページないし30ページでございます。

本件は、令和7年5月28日付で「農業委員会による和解の仲介申出書」の提出があった3件についてでございます。

申立ての趣旨としては、1番から3番についてすべて農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約と即時明渡を求めるものです。

本申立を受け、令和7年6月25日開催の第3回旭川市農業委員会総会において橋本委員、松原委員、滝川委員を仲介委員として指名し、その後、7月18日に和解の仲介を実施し、申立人からの聴取はできましたが、7月9日に被申立人から文書により和解の仲介に応じる意思がない旨の申出があり、仲介当日も欠席となりました。

申立人からの聴取後に仲介委員により今後の進め方について協議を行った結果、被申立人が和解の仲介に応じる見込みがなく、和解の仲介を継続しても、当事者間に相当と認められる内容の合意が成立する見込みがないと判断し、農地法施行令第25条第2項の規定に基づき和解の仲介を打ち切ることとしました。

報告は以上でございますが、仲介主任であります、松原委員から今回の和解の仲介について感想をお願いいたします。

○委員（松原 朗） 私からコメントをさせていただきます。

和解の仲介の結果については、事務局から御案内のとおり、和解不成立打ち切りとなっております。

本件は御存知のとおり、農地の賃貸借の未払いの解消に向けて農業委員会に救済を求めたものですが、相手方が和解の仲介自体を認めないという姿勢でしたので、このような結果になったということになります。今回の和解不成立打ち切りについては、当日の話し合いも含めまして、申立人に趣旨を説明させていただき、その場で申立人については了承しておりますことを御報告いたします。

なお、申立人は次のステップの農事調停に進む意向を示しており、今回の和解の仲介については、行ったこと自体がこれからのステップの役に立つと御理解をいただいております。

最後に今回の和解の仲介の場において、申立人は農地の賃貸契約の解約要件

はあるものの、このように不条理で誠意がない状況の中で解約できないということに対して、大変不満をもっておりまして、農業委員会としては現状では限界があるということを御説明させていただきましたが、仲介委員としてもちょっと歯痒いものがあつたように感じましたし、今後は農地の賃貸契約の解約要件について可否を含めて検討すべきだと感じました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ありがとうございます。

ただいま事務局並びに仲介主任から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員（市田 敏行） 5番市田です。

仲介委員の皆様には難しい問題に向き合っていていただいて感謝したいと思います。

松原委員から話があつたとおり、相手の不条理という部分を解約要件にできないということについて、今後、法律を変えるわけにはいかないだろうけど、例えば市でいえば条例みたいなかたちで、農業委員会の内規で対応することが可能なのかについてお聞かせ願います。

○事務局（有馬次長）

農地法では合意解約はどのような条件であってもできるということになっておりますが、今回のように一方が解約に応じない場合の強制的な解約については、農業委員会は法令上許可するかしないかという判断を出すということになります。

今回の案件に関しましては、旭川市が決定した集積計画による賃貸借ですので、基本的にはすべて旭川市での判断にはなりますが、今年4月以降に新規で契約する賃貸借は、農地法3条を除き、農地バンク経由となりますので、仮に借りている方がお金を支払わなくても農地バンクが所有者に対してお金を支払うので、今回のような不払いは基本的には発生しないということになります。

なお、農地法3条での賃貸借については今後もこのようなケースがでてくる可能性がありますので、北海道や農業会議とも連携を取りながら、今後どのような対応が出来るかというのは検討していきたいと考えております。

○議長（山田 孝） 他に御意見、御質問はございませんか。

○委員（小竹 一茂） 19番小竹です。

被申立人の言い分は何でしょうか。ここまで頑なに農地も返さないし、お金も払わないのには何か理由があるのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○事務局（有馬次長）

応じない理由に関しましては個別の事例の話になってしまうので、詳細をここで御報告はできませんが、今回3名の方が申し出をされていますが、実際は8名ほどの方が払っていただいていないという状況でありまして、基本的に相

手方は和解の仲介ではなく、個別に対応するという話しをされているのが一つ、あとは手続き上の話で、今回手続きを進めている部分で少し法的な問題があるということを相手の方は主張されております。

また、和解の仲介自体は法的拘束力がないものなので、強制的に出席してもらう手段がありませんので、このような形になってしまったという状況でございます。

最終的にこの未払いについては民事訴訟ですとか農事調停という形で解決を図る手段もありますので、そちらを進めていただくことに成らざるを得ないかなということで、当日も申立人の方々とはお話しはしていますが、その次の展開はまだ正式には進めていない状況ではあります。

申し立てに応じなかったことに関しては、かなり個人的な情報ということになってしまいますので、詳細をここで御報告できないのは申し訳ないのですが、被申立人が対応を全くしないということではなく、条件的な部分で対応できないとの説明になっております。

○委員（小竹 一茂） 条件的な部分で対応できないとはどういうことですか。

○事務局（有馬次長） 簡単に言うと代理権があるかないかとか、当日に至るまでの中で情報を本来開示すべきではないものを開示したというような主張をされているということです。

○議長（山田 孝） 法的拘束力のないただの仲介ということなので、断るのも簡単だったのかなという気がします。  
他に御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。  
仲介委員の皆様にはお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（藤永副主幹） 日程第9報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは21ページないし26ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に13件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、永山地区2件、江神地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区9件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第10報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹） 日程第10報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。  
議案書の該当ページは27ページ、議案補足資料は31ページないし38ページでございます。  
本件につきましては、報告対象の期間中に8の法人から報告書の提出がありました。  
これらにつきまして、補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第11報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 日程第11報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。  
議案書の該当ページは29ページ及び30ページでございます。  
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東旭川地区で4件ございました。  
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基

づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第12報告第5号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第12報告第5号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。  
議案書の該当ページは31ページ及び32ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が8件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でありました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第4号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第13報告第6号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第13報告第6号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは33ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、旧制度の老齢年金請求が3件、新制度の老齢年金請求が1件、合わせて4件の裁定請求がありました。

これらにつきまして、請求内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第5号により、事務局長専決処理にて請求書

を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第6号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。  
これを持ちまして、令和7年度旭川市農業委員会第5回総会を閉会いたします。

---

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員

佐藤 絢也

署名委員

佐藤 慎二